第六款　審判等

（審判確定証明書等・法第七十四条等）

第四十九条　家庭裁判所の裁判所書記官は、法第四十七条第一項又は第六項の規定による請求により、家事審判事件の記録に基づいて審判の確定についての証明書を交付する。

2　家事審判事件がなお抗告審に係属中であるときは、前項の規定にかかわらず、当該家事審判事件の記録の存する裁判所の裁判所書記官が、審判の確定した部分のみについて同項の証明書を交付する。

3　前二項の規定は、審判以外の裁判について準用する。

（審判の方式等・法第七十六条等）

第五十条　審判書には、審判をした裁判官が記名押印しなければならない。

2　合議体の構成員である裁判官が審判書に記名押印することに支障があるときは、他の裁判官が審判書にその事由を付記して記名押印しなければならない。

3　審判の告知がされたときは、裁判所書記官は、その旨及び告知の方法を家事審判事件の記録上明らかにしなければならない。

4　前三項の規定は、審判以外の裁判について準用する。

（脱漏した手続費用の負担の裁判を求める申立て・法第七十九条等）

第五十一条　手続費用の負担の裁判を脱漏した場合における手続費用の負担の裁判を求める申立てについては、民事訴訟規則第百六十一条の規定を準用する。

第七款　取下げによる事件の終了

（家事審判の申立ての取下げがあった場合の取扱い・法第八十二条等）

第五十二条　家事審判の申立ての取下げがあった場合において、相手方の同意を要しないときは、裁判所書記官は、申立ての取下げがあった旨を当事者及び利害関係参加人に通知しなければならない。

2　家事審判の申立ての取下げについて相手方の同意を要する場合において、相手方が申立ての取下げに同意したとき（法第八十二条第四項の規定により同意したものとみなされた場合を含む。）は、裁判所書記官は、その旨を当事者及び利害関係参加人に通知しなければならない。

3　第一項の規定は、法第八十三条の規定により家事審判の申立ての取下げがあったものとみなされた場合について準用する。

第八款　高等裁判所が第一審として行う手続

（高等裁判所が第一審として家事審判の手続を行う場合におけるこの節の規定の適用・法第八十四条）

第五十三条　高等裁判所が第一審として家事審判の手続を行う場合におけるこの節の規定の適用については、第三十条、第三十七条第三項、第四十二条第一項及び第四十九条第一項中「家庭裁判所」とあるのは「高等裁判所」と、同項及び同条第二項並びに第五十条第三項中「審判の」とあるのは「審判に代わる裁判の」と、同条第一項及び第二項中「審判書」とあるのは「審判に代わる裁判書」と、同条第一項中「審判を」とあるのは「審判に代わる裁判を」とする。

2　第三十九条の規定は、高等裁判所が第一審として家事審判の手続を行う場合については、適用しない。

第二節　不服申立て

第一款　審判に対する不服申立て

第一目　即時抗告

（抗告状の写しの添付・法第八十八条）

第五十四条　審判に対する即時抗告をするときは、抗告状には、原審における当事者及び利害関係参加人（抗告人を除く。）の数と同数の写しを添付しなければならない。

（原審判の取消事由等を記載した書面）

第五十五条　審判に対する即時抗告をする場合において、抗告状には、原審における当事者及び利害関係参加人（抗告人を除く。）の数と同数の写しを添付しなければならない。

（抗告裁判所への事件送付）

第五十六条　審判に対する即時抗告があった場合には、原裁判所は、抗告却下の審判をしたときを除き、遅滞なく、事件を抗告裁判所に送付しなければならない。

2　前項の規定による事件の送付は、原裁判所の裁判所書記官が、抗告裁判所の裁判所書記官に対し、家事審判事件の記録を送付してしなければならない。

（原裁判所の意見）

第五十七条　審判（法別表第二に掲げる事項についての審判を除く。）に対する即時抗告があった場合において、抗告裁判所に事件を送付するときは、原裁判所は、抗告事件についての意見を付さなければならない。

（原審判の取消事由等を記載した書面の写しの送付・法第八十八条）

第五十八条　抗告裁判所は、原裁判所から事件の送付を受けた場合には、即時抗告が不適法であるとき又は即時抗告に理由がないことが明らかなときを除き、原審における当事者及び利害関係参加人（抗告人を除く。）に対し、第五十五条第一項の書面（即時抗告の提起後十四日以内に提出されたものに限る。）の写しを送付しなければならない。ただし、抗告審における手続の円滑な進行を妨げるおそれがあると認められる場合は、この限りでない。

（審判書の引用・法第九十一条）

第五十九条　抗告審の決定書における理由の要旨の記載は、審判書を引用してすることができる。

（家事審判の手続の規定及び民事訴訟規則の準用・法第九十三条）

第六十条　審判に対する即時抗告及びその抗告審に関する手続については、特別の定めがある場合を除き、前節第一款から第七款までの規定（第三十九条並びに第五十二条第一項及び第三項の規定を除く。）、第四節の規定及び次章の規定を準用する。

2　民事訴訟規則第百七十三条、第百七十七条及び第百八十五条の規定は、審判に対する即時抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同規則第百七十三条第三項及び第百七十七条第二項中「相手方」とあるのは、「原審における当事者及び利害関係参加人」と読み替えるものとする。

第二目　特別抗告

（特別抗告をする場合における費用の予納・法第九十四条等）

第六十一条　特別抗告をするときは、抗告状の写しの送付に必要な費用のほか、抗告提起通知書の送達及び送付、抗告理由書の写しの送付、裁判の告知並びに抗告裁判所が家事審判事件又は抗告事件の記録の送付を受けた旨の通知に必要な費用の概算額を予納しなければならない。

（特別抗告の抗告提起通知書の送達及び送付・法第九十四条等）

第六十二条　特別抗告があった場合には、原裁判所は、抗告状却下の命令又は法第九十六条第一項において準用する法第八十七条第三項の規定による抗告却下の決定があったときを除き、抗告提起通知書を、抗告人に送達するとともに、原審における当事者及び利害関係参加人（抗告人を除く。）に送付しなければならない。

（特別抗告の抗告理由書の提出期間・法第九十四条等）

第六十三条　特別抗告の抗告理由書の提出の期間は、抗告人が前条の規定による抗告提起通知書の送達を受けた日から十四日とする。

（特別抗告の理由を記載した書面の写しの添付・法第九十四条等）

第六十四条　特別抗告の理由を記載した書面には、原審における当事者及び利害関係参加人（抗告人を除く。）の数に六を加えた数の写しを添付しなければならない。

（抗告裁判所への事件送付・法第九十四条等）

第六十五条　特別抗告があった場合には、原裁判所は、抗告状却下の命令又は抗告却下の決定があったときを除き、事件を抗告裁判所に送付しなければならない。この場合において、原裁判所は、抗告人が特別抗告の理由中に示した家事審判事件の手続に関する事実の有無について意見を付することができる。